

# 新 旧 対 照 表

## 改 正 後

## 現 行

### 輸 入 木 材 検 疫 要 綱

#### (輸入認可証の交付)

第21 輸入者又は管理者から通関を行うから、輸入認可証を発給してもらいたい旨の申出があったときは、植物防疫官は、木材輸入認可証（別記様式5(イ)。ただし、第5のただし書を適用した場合にあっては別記様式5(ロ)）を交付するものとする。ただし、植物輸入認可証印（別記様式5の(ハ)）を押印した第2の検査申請書の写しをもって木材輸入認可証に替えることができる。

#### 別記様式5

(イ) } 様式略  
(ロ) }

(ハ) (第21関係)

[新設]



備 考

- (1) .....の所には、植物防疫所（支所又は出張所）の名称を記入すること。
- (2) 数字は、検査年月日を表わすものとする。

#### (輸入認可証の交付)

第21 輸入者又は管理者から通関を行うから、輸入認可証を発給してもらいたい旨の申出があったときは、植物防疫官は、木材輸入認可証（別記様式5(イ)。ただし、第5のただし書を適用した場合にあっては別記様式5(ロ)）を交付するものとする。

#### 別記様式5

(イ) } 様式略  
(ロ) }